

自治体 ICO について

京都大学公共政策大学院 教授
日銀FinTechセンター 初代センター長 岩下 直行

1 はじめに

本稿は、暗号資産（仮想通貨）を利用する資金調達の一形態として注目されたICO（Initial Coin Offering）を、地方自治体が利用できないか、という構想について、批判的に検討するものである。詳しくは後程述べるが、ICOとはブロックチェーン技術を利用したトークンを発行して、これを通貨のように流通させようとする構想である。資金調達といっても、発行するのは債券ではなくて通貨（のようなもの）だから、返済の義務はない。発行代わり金は、全額収益となる仕組みだ。2017年以降、一時的なブームで様々なトークンが大量に発行され、その多くが値上がりしたものの、その後、大きく値下がりし、投資家に損失を生じさせた。民間企業が実施するとしても問題が多く、日本でも、2019年の法改正で、厳しい規制が導入された。そのICOを地方自治体が発行して、発行したトークンを地域の通貨として利用するという構想は、まるで夢物語のようである。

しかし、これを真面目に語っている人々がいるのだ。例えば、メディアアーティストの落合陽一氏は、その著書『日本再興戦略』（幻冬舎、2018年）の中で、「地方自治体そのものをトークン化して、ICOすればいい」として、沖縄県や茨城県を例に出して、どのようにICOを行うべきかを解説している。落合氏によれば、ICOを行うことで、地方自治体は、財源問題を懸念することなく、資金を集めて、前向きの投資ができるという。ICOで発行さ

れるトークンの価格をその自治体の株価に見立て、「独自性のある、優れたビジョンと戦略と実行力がある自治体ほど株価が上がるのです」と解説している。

実は、こうした主張をする人々は他にもいて、特に若者たちに人気がある。トークンを発行し、その価格が上昇することでみんなが幸せになる、成功が約束されたベンチャービジネスへの投資と、そのトークンを通貨として利用することを組み合わせた、「トークンエコノミー」は、若者の間では既に広く知られた言葉になっている。

ここまでであれば、地方自治体の財政も金融実務も知らない若者のたわごとと捨て置くこともできるだろう。しかし、実際にある自治体が発行する自治体ICOの発行に向けて計画を進めている。そして、その取り組みを行った自治体に対し、総務省が実施した「平成30年度ふるさとづくり大賞」が授与されたのだ。

その自治体とは、岡山県英田郡西粟倉村であり、その「ふるさとづくり」の取り組みは、全体の第2位に当たる優秀賞（総務大臣表彰）となったのだが、その受賞理由として、「新たな取り組みとして、ICO実施を日本で初めて表明するなど常にチャレンジを続ける姿勢と具体的な挑戦は評価に値する」と評されている。

とはいえ、本当に自治体が発行するICOを実施することが可能なのだろうか。トークンエコノミーは実現できるのだろうか。もちろん、現在の法律や制度のもとでは、自治体が発行することも、自治体が発行するトークンを通